

平成 25 年 3 月 27 日

県政記者クラブ各位

宮城県産業復興相談センター

宮城県産業復興機構による債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城県産業復興機構において、新たに 3 事業者の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 11 日（金）被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同 12 月 27 日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城県産業復興機構」を設立しました。

宮城県産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

今回の案件をもって、宮城県産業復興機構の買取実績は、累計で 33 事業者となります。

事業者・支援の概要

- 沿岸部のコンクリート製品製造業者。従業員 10 名。津波により事務所や製造ラインが全壊したほか、在庫も塩害により損失を計上。震災後、メイン金融機関等からの借入によって事業を再開したが、本格的な復興にむけての安定的な資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。新規融資はメイン金融機関が支援。
- 県東部の小売業者。従業員 20 名。地震により店舗や商品在庫が損壊。震災後、自己資金で店舗を応急修繕したほか、商品調達の面で仕入先から支援を受けることで、営業を再開。今後の本格的な店舗修繕に必要な資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀と公的金融機関が支援。
- 沿岸部のサービス業者。従業員 3 名。津波により資機材等の全てが流失。震災後、地元地銀からの借入により最小限の機材を購入して事業を再開したが、今後追加で必要となる資機材の購入資金の調達を容易とするために、債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

宮城県産業復興相談センタ - (公益財団法人みやぎ産業振興機構)

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30 (日本生命勾当台西ビル 8 階)

Tel : 022-722-3858 Fax : 022-227-0187

< 担当 >

副統括責任者 荒井 伸一

統括責任者補佐 中村 喬